

#### IV 海外だより

### オーストラリアへの消費税（Goods and Services Tax） 導入の動向について

NLI INTERNATIONAL AUSTRALIA LIMITED（シドニー）

ローハン・ジョージ  
斎藤 芳裕

#### I. はじめに

1991年11月21日、オーストラリア（自由党／国民党連合）が、“Fightback!”とよばれる経済政策（パッケージ）を発表した。これは、オーストラリアが現在抱える経済諸問題に解決を与えるべく考案されたものである。

一連の「税制改革案」の中では、GST“Goods and Services Tax”（消費税）の導入が根幹となっている。このGSTを含むパッケージが、ここオーストラリアでは発表当初国民の間で圧倒的な歓迎を受け、現首相による与党・労働党の人気回復後も一定の支持を集めている。

日本では、1989年4月1日に消費税が施行され、現在では国民の間で完全に定着しているが、導入前の反対派の結集による参議院での与野党逆転劇、導入前後の混乱は、未だ記憶に新しいところである。

当レポートでは、野党提案の「ファイトバック（抵抗）」とよばれる一連の経済改革案の主要部分である「GSTの導入」と「税制改革」に焦点を絞り、内容、目的、影響を考察した後、近時の導入事例（NZ、カナダ）にふれ、最後に、今後の政局（選挙）をにらんで実際の導入可能性に言及したい。

尚、当レポートは、4月16日時点で書かれたものであり、その後の情勢変化は含まれていない。

#### II. 税制改革案（野党案）の内容

野党の経済再建案は、立法草案ではなく、広い意味での政策概要であり、

- ①個人所得税の減税（130億ドル）
  - ②種々の間接税の廃止（連邦税、州税）
  - ③消費税（GST—Goods & Services Tax）の創設
  - ④政府支出の削減
- を行うことを骨子としている。

##### (1) 消費税（GST）——一般原則

- GSTは、ほとんど全ての物品・サービスに対して、製造・販売等の各取引段階で、一律15%課税される。
- 課税事業者は、物品・サービスの購入時に支払った税額（仕入GST）の控除をうけるが、課税対象の物品・サービスの売上に対してGST（売上GST）を徴収しなければならない。

- このGSTは、実質的に付加価値に課税する税であり、ヨーロッパ諸国で採用されている付加価値税（VAT—Value Added Tax）に類似しており、日本で導入された消費税（Consumption Tax）にも類似している。
- 理論的には、GSTは、各課税事業者のコストではなく、各段階での税金は、最終消費者までの各取引段階で転嫁される。  
(表-1の通り、製造販売の各取引段階で支払われた税金36ドルは、消費者によって負担される。)

## (2) 消費税の例外措置

- 野党は、実際の運営上は、一般原則からの例外が必要であるとした。この例外は、「ゼロ税率」及び「非課税」という形をとる。

### ①ゼロ税率取引

- 取引は課税対象とされるものの、その税率はゼロとする、というものであり、結局ゼロ税率の物品・サービスの売主は、支払ったすべての仕入GSTの還付を請求できる。

一 保健

一 教育

一 政府による非商業的活動（地方自治、地方税を含む）

一 募金及び宗教団体

一 輸出

表-2 小売業者のキャッシュフロー

- 「得意先」及び「仕入先」との取引条件
  - 消費税の「課税期間」及び「納稅時期」
  - 小売業者の場合、販売は現金
  - 仕入は信用買い
- 等にもよるが、  
} とすることが多く  
消費者から徴収したGSTを納稅まで利用できるので資金繰りが改善する。

○ある商品を100ドルで仕入れ、200ドルで販売する場合

I. 消費税導入前	II. 消費税導入後
	1) 通常のケース
収入 200	収入 230
支出 (100)	支出 (115)
差引 100	消費税納付 (15)
	差引 100
	2) ゼロ税率のケース
	収入 200
	支出 (115)
	仕入税還付 15
	差引 100
	3) 非課税のケース
	収入 200
	支出 (115)
	差引 85

資料：プライス・ウォーターハウス

### ②非課税取引（Exempt）

- 非課税となる物品・サービスの製造に使われた仕入品に課税されるが、物品・サービスそれ自体には課税されない、というもので、

表-1 GSTの転稼プロセス

○税率15%のGSSの転稼のプロセスを、食パンの製造・販売を例にとると、以下の通り

(豪ドル)					
	仕 入 れ	仕入GST	売 上	売上GST	納付税額
↓	農家	—	100 (小麦)	15	15
	製粉業者	100 (小麦)	140 (小麦粉)	21	6
	製パン業者	140 (小麦粉)	200 (パン)	30	9
	小売業者	200 (パン)	240 (パン)	36	6
	消費者	240 (パン)	—	—	—
計					36

○製造・販売の各取引段階で支払われた税金合計36ドルは、消費者によって負担される。

資料：KPMG ピートマーウィック

結局課税取引にかかる仕入 GST について  
は還付を請求できない。

- ・野党案では、以下の品目が非課税として扱われる。
  - 金融サービス
  - 保険
  - 賭博、宝くじ
  - 土地、住宅用及び商業用賃貸
  - ビルの建設

### (3) 現行税制の廃止・改良

GST の導入に伴い、

- ①非効率的な、「卸売売上税」(連邦税)が廃止され、

②企業規模に応じて課税する、「支払給与税」(州税) — 日本の事業所税に近い — も廃止される。

③各種国内産業を保護してきた「関税」も 2000 年までに、段階的に廃止される。

現行税制の手直しとしては、

①重税感の強い「個人所得税」は 2 段階にわたって減税を行い、平均的所得の場合は、38% → 30% に引き下げられる。

②「法人所得税」は、上記支払給与税の廃止もあり、39 → 42% に引き上げられる。

表-3 税制改革案（野党案）の内容

導 入	廃 止	改 良
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税 (Goods &amp; Services Tax)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(卸売) 売上税 (Wholesale Sales Tax)</li> <li>・支払給与税 — (州税) (Payroll Tax)</li> <li>・関税 — (2000年までの段階的廃止) (Customs Duty)</li> <li>・石油製品に課されている物品税 (Federal Exercise On Petrol)</li> <li>・退職年金の全額支払(30万ドルまで)に対する所得税 (Lump Sum Superannuation Payments)</li> <li>・石炭輸出税 (Coal Levy)</li> <li>・従業員教育訓練税 (Training Guaranty Levy)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所得税 → 減税 (Personal Income Tax) 平均的所得の場合 38%→30%</li> <li>・法人税所得 → 増税 (Corporate Income Tax) 39%→42%</li> <li>・キャピタル・ゲイン税 (Capital Gain Tax) →軽減 毎年3000ドルまで非課税</li> <li>・経済的利益税 → 軽減 (Fringe Benefits Tax) 48・25%→46・25% →43・25%</li> <li>・退職年金にかかる所得税 (Tax on Superannuation Funds Earnings) →増税 15%→25%</li> <li>・扶養控除・地域控除 (Dependent &amp; Zone Rebate) →引き上げ</li> <li>・タバコにかかる物品税 (Exercise Tax) →増税 15%→25%</li> </ul>

#### (4) 税収に及ぼす効果

従来、各国で GST (VAT) が導入される場合、個人所得税の減税等と抱き合わせることにより、有権者の反発を極力抑えようとするため、GST 導入後、課税回避が行われにくくなることを考慮しなければ、一般的には、税収（連邦と州の合計）に対しては中立的と考えられる。

オーストラリアにおける野党案もこの範疇にある。

NZにおいては、増収効果を狙ったが、他の悪条件（景気後退、高い失業率）も重なり、結局政権交代（労働党→国民党）につながった。

### III. 税制改革案（野党案）の主たる目的

#### (1) これまでの経緯

- ・オーストラリアにおいても、今回の野党提案が最初の GST の提案だったわけではない。1985 年労働党ホーク政権下（当時の蔵相は、キーティング現首相）、投資を刺激し、貯蓄を奨励し、経済の効率化を促す一連の経済改革案が提案され、その一部として VAT（付加価値税）の導入がもりこまれていた。
- ・上記提案の中で、「オプション C 案」と呼ばれるものが、物品及びサービスに広く課税する消費税であり、ファイトバック・パッケージの GST と事実上同じものである。オプション C は、政府内部での検討後、結局廃棄され、実行可能な選択肢として、現行の税制が選択された。

#### (2) 野党の狙い

- ・端的に言えば、所得税減税により勤労意欲を刺激し、一方で GST 導入により、消費を抑制、貯蓄を増やして中・長期的な経済の成長力を高めるのが、狙いといえる。
- ・貯蓄率は、OECD 諸国の中でも低い方に位置し、国民の間に過剰消費・過少貯蓄の体質がある、ということができる。GST の導入は貯蓄

率の上昇を通じて豪州経済の成長力を高めることになり、また消費の伸びに伴う輸入の伸びを抑えることにより経常収支の赤字幅が拡大するのを抑止することにつながる。

- ・GST 導入及び税制改革案は、必ずしも増収効果を狙ったものではないが、政府歳出の削減により、5 年ぶりに赤字に陥った連邦財政の建て直しにも一定の配慮をしている。

#### (3) 経済政策全体の目的

- ・オーストラリア経済に対して、従来労働党政権が行ってきたような、一時的な対症療法を施すことによる急回復・景気後退の悪循環を繰り返すことは、回避し、構造的に変革することが究極の目的である。
- ・生産性を上げ、国際競争力を高め、かつては、OECD 諸国で有数の高所得を誇っていたオーストラリアを復活させ、国内貯蓄を高めることにより、従来の外資頼み政策から脱却し、対外債務を減少させることも考慮している。

### IV. オーストラリア経済に対して GST が与える影響

上にみたように、野党案パッケージは、GST の導入のみならず、税制改革その他の改革案を含むものであるが、GST の導入それ自体は、どのような効果をもたらすものであろうか？

- ①「導入当初のインフレ惹起効果」は明らかであるが、その程度については各国の事情により異なる。当初のインフレがきっかけとなって、かつてのような賃金とインフレのスパイラル現象（悪循環）が起きるかどうかは、労働組合と政府の姿勢にもよるが、GST の低額所得者に厳しいという本来の性質から、これについては、予断を許さないというべきである。
- ②「消費の抑制による貯蓄の上昇」も一般的には言えるとしても、程度については、一様ではな

い。  
③「増収効果」は一般にはないが、課税回避が困難であることから、中・長期的には、実質的に増収効果をもたらす可能性はある。

各セクター別には、表-4のように、「利益を受けるもの」と「不利益を受けるもの」とに分かれるが、ファイトバックが公表された後各業界から改正要望が出されており、流動的要素を含む。

表-4 GST及び税制改革による利益・不利益

利益を受ける主体	不利益を受ける主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車製造業者及び関連産業 (現行売上税&gt;GST)</li> <li>・国内ビール・ワイン製造業者 (現行売上税&gt;GST)</li> <li>・輸出業者 (GSTは免除の予定)</li> <li>・既に住宅を保有している者 (建設資材の値上がり分は高く住宅を売却できる)</li> <li>・農業主、輸送業者 (エネルギー・コストの節約)</li> <li>・ソフトドリンク製造業者 (現行売上税&gt;GST)</li> <li>・銀行業界 〔退職年金商品を提供可能になる 税制優遇貯蓄商品の販売が可能になる〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業者 (集配コストの上昇、需要の減退)</li> <li>・芸能・スポーツ・レストラン (現金経済による課税回避が不可能になる)</li> <li>・最初の住宅購入者 (コストの上昇による住宅価格が値上がりする)</li> <li>・中古車販売業者 (売上税廃止に伴う新車価格の下落が中古車価格に影響)</li> <li>・国内観光業者 (GSTを課されない海外旅行が国内旅行より安くなる)</li> <li>・国内航空業者 (GSTを課されない国際航空業者が国内にも運行可能となる)</li> <li>・タバコ製造業者 (タバコにかかる物品税は存置された上、税率が15%から25%に引きあげられ、さらにGSTが課税)</li> <li>・退職年金基金 (所得税の税率が15%から25%に引き上げられる)</li> </ul>

## V. 近時の導入事例（NZ、カナダ）

### (1) ニュー・ジーランド

ニュー・ジーランドは、1986年10月、10%のGST（消費税）を導入した。

1) 物品及びサービスに対して一律10%の消費税を課し

2) 但し、住宅、金融サービス、中古品の販売等は、免税とした。

GST導入の見返りとして、

3) 所得税を減税し、

4) 低所得世帯への社会福祉関係費用を増加させ、

5) ほとんどの分野での売上税を廃止した。

NZ政府が、89年9月にGSTの税率を12.5%に引き上げた際には、全国的な反対に直面した。NZ国民の間では、GSTの導入は一般的な小売価格の上昇を覆い隠したものとして、広く理解されていた。

GSTを導入した政府（労働党）は、現在国民党に政権を譲り、野党となっている。

消費は、「GSTの導入後」及び「GSTの税率

表-5 NZ・カナダとの比較

	N Z		カ ナ ダ		豪 州	
導入年月	1986年10月		1991年1月		1994年10月(?)	
提案者	与党・労働党		与党・保守党		野党・自由党／国民党連合	
税率(当初)	10%		7%		15%	
導入の時期	景気回復の初期		景気後退期		景気回復の初期(?)	
インフレ惹起効果	(年率) +2%		+2.5%		予想 +4.4%(?)	
税収に及ぼす効果	増 収		中 立		中 立	
GST導入と同時に行われた税制改革	廢止	・卸売売上税 ・雇用関係の課税控除 ・退職年金に対する税制優遇	廢止	・連邦石油税 〔州の小売売上税は、存置〕	廢止	・卸売売上税 ・支払給与税(州税) ・関税(2000年まで)
	改良	・個人所得税→減税 ・法人所得税→減税	改良	・個人所得税→減税	改良	・個人所得税→減税 ・法人所得税→増税
国民の反応	・GSTの導入後、景気後退、物価上昇とも相まって労働党は国民党に政権を譲った		・GSTの導入後1年以内に行われた選挙で保守党は、多数を確保して政権を維持 ・首相の人気は史上最低となった		・当初提唱されたときは圧倒的に歓迎された ・GSTへの支持は、野党およびヒューストンの人気の下降とともに若干下がっている	
導入の目的	・投資を促進し、貯蓄を奨励することにより経済を成長させる ・外国からの借入を減らす		・国内製品の競争力を高める ・投資を促進し、貯蓄を奨励することにより経済を成長させる		・投資を促進し、貯蓄を奨励することにより経済を成長させる ・外国からの借入を減らす	
導入の効果	・GDPは当初成長 ・個人消費は当初急上昇 ・競争力は増加		・各州の同意が得られず、GSTへの広汎にわたる反発を招いた ・海外(主として米国)で廉価な買い物を行うことが増える		?	
			・個人消費の落ち込みにより小売業者の破産が増える			

引き上げ後」の2つの場合とも増加した。

- 1) 1986年の場合、金融緩和、国内株式市場の急騰、1985／86賃金の大幅上昇があったこと
- 2) 1989年の場合、農業生産が不作で、輸出商品価格が高騰したことと伴い食品価格が急騰したこと

により説明されるが、中期的には消費は抑制されるであろう。

#### (2) カナダ——オーストラリアの予告編

政治的にみて、カナダの経験は、オーストラリアに対して興味深い「予告編」を提供してくれた。1981年、カナダ大蔵省は、1982年7月1日をもってFST（連邦小売売上税）からWST（連邦卸売売上税）への変更を提案したが結局廃案となり、1984年には、VAT（付加価値税）が支持された。

1988年2月の予算発表時に、既に公知となっていたVATを実施することが公表されたが、導入は1989年4月1日まで延期され、結局は廃棄された。1989年4月27日の予算発表の中で、(各州との取決めなしに)連邦付加価値税(VAT)を実施するという決定がなされた。当時示されたのは、税率は9%であり、詳細は1989年8月8日に公表する、というものだった。

最終的に1991年1月1日を実施開始日とし、7%の税率を選択した。

これらの税率の変更及び導入時期の遅れは、GSTに対する広汎な反発に対して、政府が配慮を行ったことに起因する。このことは、政党が政権を握っているときにさえ、GSTを売り込むことがいかに困難であるかを示している。

カナダのシステムは、①広汎な基準の考え方から相当多くのものが免税とされたこと、②各州との協定を締結することが不可能であったこと、により弱体化されたようにみえる。

## VI. GSTをめぐる政治情勢

91年11月21日に野党のファイトバック・パッケージが発表されたのは、オーストラリアが長い不況下にあるときであり、与党・労働党内では、当時のホーク首相に対する不信感から士気が低くなり、政党の統一性は失われていた。

ファイトバック発表後しばらくの間は、労働党も本格的な反撃ができず、野党との人気の差は広がるばかりであったが、年度末(12月19日)には、キーティング現首相が政権を握り、どのような経済政策がうちだされるのか、に注目が集まっていた。

#### (1) キーティング政権による“One Nation”経済教書の発表

92年2月26日“One Nation”と呼ばれる経済教書が満を持して発表された。これには、戦後最悪の不況から脱出するための諸々の方策が盛り込んでおり、表-6にも示したように、

- ①景気を浮揚するため、追加的公共投資を行い
  - ②投資促進のため、
    - 加速減価償却
    - 新投資控除
    - 外資導入政策
  - ③野党案に対抗するため、
    - 個人所得税の減税
    - 自動車の卸売売上税減税
  - ④広範囲の支持を得るため、
    - 各産業に対する助成策
    - 小規模事業者に対する税制優遇
    - 家族手当の支給
- を行う

等の内容となっている。

発表直後は、

- 5%近い経済成長の見通しの甘さ
- 財政赤字の悪化懸念
- 経常収支の悪化懸念

が指摘されたが、現在では、ファイトバックに匹敵する、あるいはそれを上回る支持を得るに至っている。これは、広汎な政策により国民各層に対して何らかの利益をもたらしたためと思われる。

## (2) ウィルス選挙区における補欠選挙

連邦総選挙（93年5月までに行われる予定）の前哨戦といわれた、ヴィクトリア州ウィルス地区の補欠選挙（4月11日）では、労働党でも自

由党でもない、無所属の候補者が、勝利するという結果に終わった（もともとは労働党が当選者を出す選挙区でホーク前首相の引退を受けての補欠選挙であった）。

メルボルン市郊外のウィルスは、オーストラリアでも不景気の影響を最も深刻に受けているヴィクトリア州に属し、ウィルスの失業率は、89年の6.8%から、92年初には、18.9%に増加している。

表-6 “Fightback!”と“One Nation”的比較  
(野党案) (与党案)

	Fightback!	One Nation
発表日	91年11月21日	92年2月26日
ページ数	655ページ	199ページ
提案者	自由党／国民党連合(野党) ヒュースン自由党首	労働党(与党) キーティング首相
構成	総合的税制改革案 プラス GSTの導入 各種間接税の廃止 個人所得税減税	総合的景気刺激対策 公共事業 投資促進税制 産業補助 個人所得税減税
主たる内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GST (15%) の導入</li> <li>• 卸売売上税の廃止</li> <li>• 支払給与税の廃止</li> <li>• 関税の段階的廃止</li> <li>• 労働市場の改革</li> <li>• 個人所得税の減税</li> <li>• 法人所得税の増税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共投資（インフラ整備）</li> <li>• 加速減価償却の導入</li> <li>• 新投資控除（減価償却と別枠）</li> <li>• 外資導入政策</li> <li>• 小規模事業者に対する税制優遇</li> <li>• 家族手当の支給</li> <li>• 個人所得税の減税</li> <li>• 法人所得税の減税</li> </ul>
主たる目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 豪州経済の再生</li> <li>• 雇用と成長の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 景気回復の促進</li> <li>• 強い豪州の建設</li> <li>• 雇用の増加と成長の推進</li> </ul>
一般に認められた長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GSTの導入により、消費より貯蓄が奨励され、中長期的な成長力を高める</li> <li>• 個人所得税の減税により勤労意欲を高める</li> <li>• 売上税廃止・GST導入により、公平かつ効率的な税制を確立</li> <li>• 企業減税（支払給与税の廃止）と物品税の廃止により産業の国際競争力を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• インフラ整備により豪州発展の基礎を固める</li> <li>• 経済成長を促し、失業を減らす</li> <li>• 多くの産業分野で豪州の競争力を高める</li> <li>• 個人所得税の減税により勤労意欲を高める</li> </ul>
一般に認められた短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当初インフレを引き起こす</li> <li>• 賃金上昇→インフレ率上昇の悪循環に陥る</li> <li>• GSTは逆進的であり、高額所得者に有利</li> <li>• 各州との間の税制調整の問題は未解決</li> <li>• 長期にわたるインフラ整備についての提言がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GDP成長率4.75%の達成は困難か(?)</li> <li>• 外国からの借入依存体質は何ら変更されない</li> <li>• GDP成長にも拘らず、経常収支赤字が増えない、という前提をとっている</li> <li>• 現金経済を捕捉していない</li> <li>• 個人所得税減税が小規模</li> </ul>

ウィルスの有権者は、現在の経済状況では、2大政党のいずれの経済政策にも違いを見出しきることが出来ないことを示した。

### (3) ファイトバック・パッケージへの攻撃、内部分裂

野党による関税の段階的廃止（無視できる程度にまで引き下げる）政策は、包括的なものであり、キーティング労働党政権の「競争力のある産業を維持できる範囲内でのみ関税率を引き下げる」政策とは一線を画しており、ダメージを受ける産業界及び労働党から格好の標的とされている。

クイーンズランドの農民を支持基盤としている国民党（野党連合の一部）は、「砂糖キビ栽培業者を保護してきた関税を廃止するのは、死活問題」として根強く反対しており、自由党・国民党連合の間でも意見が分かれている。

### (4) キーティング政権による追加提案

経済教書によれば、今後の経済成長を前提に、国民各層がそれぞれ利益を受けることになるが、経済教書発表後もキーティング政権は、支持率を向上させ93年5月までに実施される総選挙で勝利をかちえるために、各種提案を追加的に行っていている。

「小規模事業者に対する売上税の免除」が、その1つであるが、詳細は明らかではない。

経済教書発表前（92年2月）のエリザベス女王来豪時に、共和制論争（「英國との関係を絶つて共和国となり、アジアとの関係を重視するか」）を巻き起こし多数の支持を得たが、近時は、国旗からユニオン・ジャックをはずそうという提案を行っている。

「共和制化」には賛成が多いものの、「国旗」については変更しないでよいとする意見の方が多く、この主張が支持率の向上につながるか、は不明である。

### (5) 世論調査の推移

オーストラリアでは、政党、首相・党首の支持率に関する世論調査結果が、2週間おきに発表される。有力調査会社ニュースポール社によれば、92年年初（ファイトバック発表後キーティング首相就任直後）には、

「労働党」と「自由党／国民党連合」の支持率は、38% vs 48%

「キーティング首相」と「ヒュースン党首」の支持率は、28% vs 43%

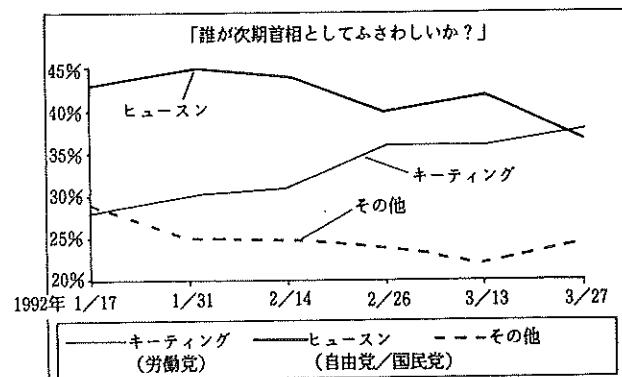
であったものが、92年3月末には、

政党では、43% vs 44% と肉薄し、

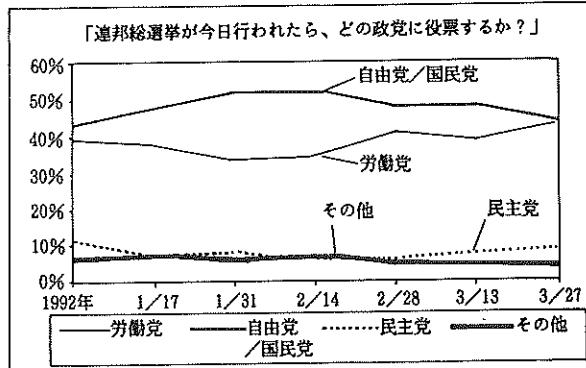
首相では、38% vs 37% と逆転している。

図-1 ニュースポール社による世論調査の推移  
(オーストラリアにおける有力調査会社)

#### ① 首相



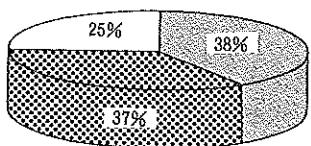
#### ② 政党



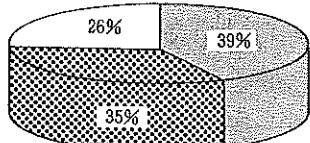
### ③ オーストラリア経済を救う経済政策パッケージ

「オーストラリア経済を救うパッケージはどちらか？」

1992年2月28日



1992年3月27日



■ ワン・ネーション（労働党）

▨ ファイトバック（自由党／国民党）

□ どちらでもない

これは、首相就任直後には、うちだされる政策に対して不安感が大きく存在したのに対し、現在では（失業率自体は10%以上と高水準はあるものの）、

- ①経済教書の財政政策、個人所得税減税等が評価され、
- ②ファイトバックに対する攻撃が一部奏功し、
- ③ホーク退陣後、労働党の統合性が復活し、
- ④国民一般は、新税制に対しては保守的であり、急激な変化を望まず、
- ⑤緩慢ではあるものの、オーストラリア経済が回復の兆しをみせつつあること等により理由づけられる。

## VII. 克服しなければならない課題

### 一 連邦と州の合意一

#### (1) 連邦税と州税

豪州では、カナダと比較し、強力な中央集権的財政システム（Fiscal Federalism）が採られ、税収の8割（個人所得税、法人所得税等）の徴税権は、連邦政府が握り、州政府には、2割（印紙税、支払給与税等）の徴税権しか与えられていない。

い。

連邦政府は、一旦集中して徴税した後、一定割合を交付金として州政府に配分する（Fiscal Equalization）。この際、各州の徴税基盤を配慮し、基盤の弱いところへは交付金を多くし、強いところへは少なくする等の調整を行っている。

#### (2) 州の独立性及び新連邦制度

連邦政府の徴税権を州政府へ移管すべきとする「新連邦制度」については議論が尽きないが、現行政権の反対、各州の立場の違いから、近い将来「新連邦制度」が実現される可能性は少ないと見方される。

#### (3) 将来の合意

野党案パッケージには、州税である支払給与税（Payroll Tax）の廃止を含むため、最終的に連邦と州が、徴税権の移管について、合意を行う必要がある。

近時、キーティング首相と各州首相との間では、徴税権に対する合意は得られておらず、仮に、自由党・国民党連合が、次回総選挙で勝利し政権を得たとしても、各州との間で合意をとりつけるのは、困難な課題となるであろう。

表-7 税収の配分（連邦と州）

→ 税金・手数料・罰金の合計

	1990/91年度 実績		GST導入後 推定 %
	金額(10億ドル)	%	
連邦	93,512	78.3	90-95
州	25,941	21.7	5-10
合計	119,453	100.0	100.0

### VIII. おわりに

オーストラリア経済も、野党提案の発表された、91年11月に比較すれば、ゆっくりではあるが、回復の兆しをみせ、労働党（与党）キーティング首相の92年2月末の経済教書“One Nation”発表後の人気回復、“Fightback!”に対する攻撃の奏効から、現在では、野党案には当初ほどの人気はないが、それでも35%の支持を集めている。

上にみたように、ファイトバック・パッケージの内容の一部に難点があるとしても、「税制改革の必要性」及び「GST それ自体の合理性」は、必ずしも否定しさることはできず、近時発表されたOECDによる「オーストラリアに対する経済調査」でも、①ミクロ経済改革の必要性を認め、また②GSTの導入によりGDPを0.5-1.0%増加させる効果がある、としている。

93年5月までに行われる予定の総選挙については、世論調査が与野党伯仲する状況では、予想が極めて困難ではあるが、仮に選挙上手といわれる労働党が勝ってキーティングが政権を維持したとしても、GSTが何らかの形で導入される可能性もないとはいえない。(1985年の労働党によるVATの提案は、キーティング現首相が蔵相時代に行ったものであった。)

長期的には、他の先進諸国のように避けては通れない課題である以上、GSTを導入するなら、景気回復が思わしくなく、物価が安定している今こそがチャンスと考えられるが……。

果たして国民は、苦しくとも「節度ある経済発展」(野党案)を選択するのか、それとも、新たな負担なき「バラ色の発展」(与党案)を選択するのだろうか。

表-8 GST (=VAT) のメリット・デメリット

	メリット	デメリット	備考
消費 税 — Goods & Services Tax	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税回避が困難</li> <li>徴税実務が売上税より複雑でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入当初インフレを惹起する</li> <li>高額所得者に有利で低額所得者に不利(逆進的)</li> </ul>	
売 上 税 — Sales Tax	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額所得者はGSTより不利</li> <li>インフレ効果がGSTより小さい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴税実務が複雑かつ非能率となりコストが高い</li> <li>現金経済を捕捉できず、課税回避が容易</li> </ul>	
所 得 税 — Income Tax	<ul style="list-style-type: none"> <li>低額所得者に不利益がない(累進課税を採用した場合)</li> <li>徴税実務のコストが低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税回避が可能</li> <li>勤労意欲をそぐ</li> </ul>	

表-9 類似税制の導入事例

VAT—Value Added Tax (付加価値税)  
 GST—Goods and Services Tax (消費税)

国名	TAX名称	税率	導入年月	インフレ惹起効果	税収に及ぼす効果
フランス	VAT	18%	68年1月	+2.1%	中立
ドイツ	VAT	14%	68年1月	+1.3%	中立
イタリア	VAT	19%	73年1月	+6.3%	中立
英國	VAT	10→15→17	73年4月	+4.0%	中立
韓国	VAT	10%	77年7月	+4.1%	中立
インドネシア	VAT	10%	85年4月	+3.5%	中立
N Z	GST	10→12.5	86年10月	+6.5%	增收
日本	消費税	3%	89年4月	+1.3%	中立
カナダ	GST	7%	91年1月	+2.5%	中立

\* (野党案)によると

オーストラリア	GST	15%	94年10月(?)	+4.4% (?)	中立
---------	-----	-----	-----------	-----------	----

\*その他導入を検討中の国々としては

- ・ポーランド
- ・タイ
- ・チェコスロバキア

表-10 個人所得税減税の比較

○個人所得税は、以下のように引き下げられる予定である。

<Fightback!>—野党案

<現行>

1) 1994年10月1日以降 2) 1996年1月1日以降

課税所得(A\$)	税率(%)	課税所得(A\$)	税率(%)
5,400以下	0	7,000以下	0
5,401—20,700	20	7,001—20,700	16.2
20,701—36,000	38	20,701—50,000	30
36,001—50,000	46	50,001以上	45
50,001以上	47	50,001以上	42

<One Nation>—与党案

1) 1994年10月1日以降 2) 1996年1月1日以降

課税所得(A\$)	税率(%)	課税所得(A\$)	税率(%)
5,400以下	0	5,400以下	0
5,401—20,700	20	5,401—20,700	20
20,701—36,000	34	20,701—36,000	30
36,001—50,000	43	36,001—50,000	40
50,001以上	47	50,001以上	47

○日本の個人所得税(1991年度)は、ちなみに以下の通りである。

1) 所得税

課税所得	税率(%)
300万円以下	10
300万円超—600万円以下	20
600万円超—1,000万円以下	30
1,000万円超—2,000万円以下	40
2,000万円超	50

2) 住民税

課税所得	税率(%)
160万円以下	5
160万円超—550万円以下	10
550万円超	15

表-11 貯蓄率の推移（OECD諸国との対比）

国名	75	80	85	87	88	89	90	90年順位
オーストラリア	15.0	10.3	7.8	6.4	6.5	7.9	8.3	13
米国	9.4	7.3	4.5	3.0	4.3	4.7	4.7	16
日本	22.8	17.9	15.6	14.7	14.3	14.2	14.3	5
ドイツ	15.1	12.8	11.4	12.6	12.8	12.5	13.9	6
英國	11.4	13.1	9.8	6.9	5.4	7.1	9.1	12
カナダ	12.7	13.6	13.3	9.2	9.9	10.60	10.4	11
スペイン	11.8	7.7	7.4	4.4	5.3	4.2	5.9	15
ギリシャ	19.0	20.6	21.4	15.9	20.3	20.2	20.8	2
ポルトガル	16.7	28.6	28.3	25.1	22.6	22.5	22.2	1

\*OECD諸国24カ国のうち、19カ国の統計が利用可能

表-12 税収の構成（OECD諸国との比較）

○1989年における構成比

	所得 &利益	社会保障	支払給与	不動産	物品 & サービス	その他	備考
オーストラリア	57.3	—	5.7	8.8	28.2	—	
OECD全体	38.0	23.2	1.1	5.6	30.5	1.6	

### (参考資料)

- ① プライス・ウォーターハウス 「野党税制改革案の解説」1991年12月
- ② KPMG ピートマーウィック 「GST—野党自由党の提案」1991年12月
- ③ 日豪プレスレビュー 91年12月号、92年3月号、92年4月号
- ④ 日豪プレス 91年12月号、92年3月号
- ⑤ オーストラリア・ジャパン・ビジネス・ニュース 91年12月号、92年3月号
- ⑥ オーストラリアン・ファイナンシャル・レビュー
- ⑦ The Bulletin
- ⑧ Centre for Professional Development "Tax Reform—GST Demystified"